

## 質問書に対する回答

「春木川公園整備運営事業」における公募設置等指針に関する質問について、下記のとおり回答いたします。

質問内容	回答案
運営事業者が費用として予算計上する公園整備費について、年度ごとに事業者の裁量によって計上できますか？	可能です。
年度ごとの事業計画について、市は公園整備費が少ないなど、条件を付帯するようなことはありますか？	ありません。
公園整備に充当する費用について、経費となるのか、資産（資本的支出）となるのかは本件特例なく、通常の会計処理に基づきますか？ 資産となるものについては市の許可が必要となりますか？	会計処理や資産について本件特例はありません。
企業の事業所の一部となっている場合、税引後利益をどう捉えればよいですか。また、本部負担経費は認められますか。	収益の還元に関する「想定以上の収益」については、事業地での事業損益で捉えます。
債務超過、繰越欠損を抱えている状況でも、単年度で計画対比120%超の税引後利益が発生した場合には、収益の一部を別府市に還元しなければならないのですか。	協議によります。
計画対比120%超の税引後利益が発生し、収益の一部を市に還元した場合、課税はどうなりますか。非課税扱い（市への寄付）になりますか。	現金で還元ということであればその納めた現金は「市への寄附」という取扱いでよいと思われます。その課税取扱いについては税務署等へご確認ください。
公園内でのイベント開催について、事業者裁量か、市への届け出か、市の許可認可か、どのようになりますか。	基本的には公募対象公園施設でのイベントは市への届け出は不要で、特定公園施設内では必要となります。
事業資金の調達（融資予約）が前提条件となっていますか。	前提条件ではありません。収支計画等に基づき確認等はさせていただきます。
最長20年ということは、設置管理許可の期限の10年を以て、事業者側から延長することなく契約解除（契約期限満了）できるということですか。あるいは、基本協定期間 20年に縛られますか。	最初の設置管理許可の期限10年を以て契約解除することも可能ですが、別府市としては公募設置等指針のとおり20年間事業継続していただける事業者を希望しております。
建物については、金融機関へ担保提供できますか。	可能ですが、別府市、事業者、金融機関の3者での協定が必要となります。
別府市の公共施設内での、公園PRを兼ねた施設のパンフレットの設置や市立小中学校の教職員、生徒に対して、パンフレットやチラシの配布など、市の協力はいただけるのでしょうか。	パンフレットの内容について、配布先での許可が取れば可能です。
施設内駐車場（利便増進施設）の使用料を一定時間無料とした場合、公園施設設置許可使用料（120円/m月）の負担はどうなりますか。	公園利用者に向けての駐車場は公園施設であるため、利便増進施設にはなりません。公園利用者限定しない自転車駐車場及び工作物の占用許可使用料は、120円/月（使用面積1㎡につき）となっています。これは、1か月未満の端数がある場合は1か月として計算しますので、ご質問のケースでは使用料は変わりません。
春木川土手部分（県管理部分）は、申請等で公園として一体使用できますか。使用できる場合は有料になりますか。また、管理義務者は使用者になりますか。	事業者として選定された後に、別府市・事業者・大分県で3者で協議していくこととなります。